

港区ひとり親世帯臨時特別給付金の再支給について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として本年7月に実施した「港区ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）」を再支給します。

1 経緯

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、本年7月に「港区ひとり親世帯臨時特別給付金」を支給しました。

ひとり親家庭は、非正規雇用労働者の割合が高く収入が少ないなど、元々経済的基盤が弱く厳しい状況にある中で、その生活実態が依然として厳しい状況にあります。これを踏まえ、内閣総理大臣が「12月の第2週に予備費の使用を決定し、所得が低い世帯は1世帯5万円、更に2人目以降の子どもについては3万円ずつの支給について年内を目処に行う」ことを表明しています。

年内を目処に支給するために、令和2年12月7日の事務連絡（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室 ひとり親世帯臨時特別給付金担当）に、予備費の閣議決定を待たずに自治体内における歳入・歳出予算に係る手続や、支給に向けた事務手続を進めるように依頼を受けており、現下のひとり親世帯を取り巻く環境、国の方針及び依頼を受け、区としても再支給を実施することとします。

2 対象者

令和2年12月11日時点で、港区ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている者（申請不要）

【再支給想定世帯数】1,000世帯

3 支給見込額

約6,170万円 1世帯当たり5万円、第二子以降1人につき3万円

【財源】全額特定財源（国庫補助金10/10）

4 スケジュール(予定)

令和2年12月下旬 再支給対象者への通知書送付
振込

5 その他

令和2年12月11日以降新たに申請する者等について

基本給付の申請、追加給付の申請、基本給付（再支給）を同時に受付し、合計額を支給します。